



令和5年12月号入居者だより 三田地区整備事業住宅・従前居住者用住宅

12月からの使用料の通知書を発送しました

皆様には、令和5年12月からの使用料につきまして、通知書を発送させて頂きました。
必ず通知書を開封し、使用料をご自身でご確認下さい。

年末年始は金融機関が休業となるため、口座振替日も下記の通り変更となります
ので、残高不足とならないように必ず年内に残高確認をして下さい。

- ・令和5年12月分：1月 4日（木）
- ・令和6年1月分：1月31日（水）
- ・令和6年 2月分：2月29日（木）
- ・令和6年3月分：4月 1日（月）



火災に注意しましょう！～冬になると空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります～

1. 調理時には火の元から目を離さずに

「鍋の火のかけっ放し」等、調理時の不注意による火災が発生しています。
調理時には火のそばから離れず、離れる時は必ず火を止めるようにしましょう。



2. たばこの吸殻の処理は適切に

吸殻を完全に消火しなかったために出火したものなど、吸殻の不適切な
処理による火災が発生していますので、注意しましょう。



3. コンセント・プラグの掃除は定期的に

コンセントとプラグの間に埃がたまり通電している電気によって発火します。
使っていないプラグを抜いたり、定期的に掃除するようにしましょう。



4. 暖房器具の使用は適切に

ガスストーブ・石油ストーブの使用は禁止されています。



ガスストーブ



石油ストーブ

火災をおこしてしまうと、みなさんの部屋だけでなく、周辺にお住まいの方に迷惑をかけることになり、火災原因
によっては住宅の明渡しや、復旧費用を請求することになります。

また、もらい火や消火活動によって家財が被害を受けた場合、「失火の
責任に関する法律」により、失火者からの損害賠償を受けられないことがあります。

万一に備え、家財や第三者への損害を補償する賃貸住宅向け火災保険
(家財保険) に加入しておくこともみなさん自身を守ることにつながります。



インフルエンザに気をつけましょう！ ※予防のポイント※

- ①インフルエンザ予防接種（ワクチン）
- ②こまめに適切な手洗い
- ③必要な場面でのマスク着用
- ④免疫力を高く維持
- ⑤適度な室内加湿・換気
- ⑥人と接触



ひとりぐらし・高齢者世帯の非常通報システムをご検討下さい！

自宅内で、あらかじめ設置された専用通報機または胸に掛けたペンダントのボタンを押すことにより、コールセンターに通報が入ります。センターでは、看護師または保健師の資格を持ったスタッフが24時間体制で対応し、緊急の場合には、救急車の手配や親族等への連絡を行います。また、在宅時の異常を判断して自動通報する「生活リズムセンサー」を取り付けることができます。

1. 対象者：「ひとりぐらし等高齢者登録」をされている方
2. 利用料金：月額286円。センサーをあわせて利用する方は491円。

住民税が非課税の世帯のかたは無料です。

問い合わせ先：目黒区高齢福祉課在宅事業係

☎5722-9839



健康相談ダイヤルサービスご利用頂けます！

公営住宅にお住まいの皆様の健康や医療、育児、介護、心理、栄養などに関するお悩みを、24時間365日、いつでも電話でご相談いただけます。何かお悩みごとがございましたらお気軽にご相談下さい。

「病気」・「気になる症状」等お問い合わせを多く頂いております。

相談窓口：0120-401-748（ご相談及び通話料無料）



公営住宅の窓口 指定管理者 株式会社 東急コミュニティー

〒153-0051 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎別館6階

《お問い合わせ》電話 03-3715-1871 受付時間 8:30~17:00（土日祝休）

※夜間・休日は設備緊急センターに転送されます。

12/29~1/3は年末年始休暇期間となります。良いお年をお迎え下さい。